四国における瀬戸内海クルーズ振興検討会設置要綱(案)

(名 称)

第1条 本会は、「四国における瀬戸内海クルーズ振興検討会」(以下「検討会」という) と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、四国における瀬戸内海クルーズ振興を図るため、四国の瀬戸内海側 主要港湾であり、クルーズ船の寄港増により地域振興が望まれる高松港及び坂出 港、松山港を検討対象とし、クルーズ船寄港拡大に向けた課題を整理するととも に、その対応策を検討することを目的とする。

(構 成)

- 第3条 本検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じ構成員以 外の者の出席を求めることができる。
 - 2 座長は、四国地方整備局港湾空港部長が務める。

(運営方法等)

第4条 第2条から第3条に掲げるもののほか、本検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、本検討会において定める。

(会議の公開)

第5条 本検討会については公開とし、議事概要を後日公開することとする。

(ワーキンググループ)

第6条 個別の課題について、より詳細な検討を行うため、検討会の下にワーキンググループを置く。ワーキンググループは別紙に掲げる構成員をもって構成し、その検討結果を検討会に報告する。なお、ワーキンググループ及び関係資料、議事概要については、非公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、一部公開することができるものとする。

(事務局)

第7条 事務局の庶務は、構成員の協力を得て、国土交通省四国地方整備局港湾空港部 において処理する。

(附 則)

第8条 本要綱は、平成29年5月22日から施行する。

四国における瀬戸内海クルーズ振興検討会 名簿

(敬称略、順不同)

(民間関係者)

香川県商工会議所連合会 竹﨑 克彦 会長 香川県観光協会 会長 三矢 昌洋 香川県バス協会 会長 佐藤 邦明 香川県旅客船協会 会長 堀川 満弘 高松港運協会 会長 松村 英幹 坂出港運協会 政彦 会長 綾 愛媛県商工会議所連合会 要 会頭 佐伯 愛媛県観光物産協会 副会長 新山 富左衛門 愛媛県バス協会 会長 清水 一郎 愛媛県旅客船協会 副会長 瀬野 恵三 松山港運協会 会長 松本 恒昭

(行政機関)

香川県十木部 部長 葛西 剛 香川県交流推進部 部長 安松 延朗 高松市創造都市推進局 局長 十岐 敦史 坂出市建設経済部 藤岡 参事 和也 愛媛県経済労働部 部長 菅 豊正 愛媛県土木部 樋口 志朗 部長 松山市産業経済部 部長 大崎 修一 学 松山市都市整備部 部長 川口 四国地方整備局港湾空港部 部長 賢 安部 四国運輸局交通政策部 部長 中本 隆 四国運輸局観光部 部長 堤 俊哉 四国運輸局海事振興部 鋸本 光司 部長

四国における瀬戸内海クルーズ振興検討会 高松・坂出WG 名簿 (敬称略、順不同)

(民間関係者)

香川県商工会議所連合会	会長	竹﨑	克彦
香川県観光協会	会長	三矢	昌洋
香川県バス協会	会長	佐藤	邦明
香川県旅客船協会	会長	堀川	満弘
高松港運協会	会長	松村	英幹
坂出港運協会	会長	綾	政彦

(行政機関))

香川県土木部	部長	葛西	岡川
香川県交流推進部	部長	安松	延朗
高松市創造都市推進局	局長	土岐	敦史
坂出市建設経済部	参事	藤岡	和也
四国地方整備局港湾空港部	部長	安部	賢
四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所	所長	神田	忠士
四国運輸局交通政策部	計画調整官	香川	景之
四国運輸局観光部	次長	赤木	亨
四国運輸局海事振興部	次長	伊藤	秀夫

四国における瀬戸内海クルーズ振興検討会 松山WG 名簿 (敬称略、順不同)

(民間関係者)

愛媛県商工会議所連合会	会頭	佐伯	要
愛媛県観光物産協会	副会長	新山	富左衛門
愛媛県バス協会	会長	清水	一郎
愛媛県旅客船協会	副会長	瀬野	恵三
松山港運協会	会長	松本	恒昭

(行政機関)

愛媛県経済労働部	部長	菅	豊正
愛媛県土木部	部長	樋口	志朗
松山市産業経済部	部長	大崎	修一
松山氏都市整備部	部長	川口	学
四国地方整備局港湾空港部	部長	安部	賢
四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	所長	平野	智
四国運輸局交通政策部	計画調整官	香川	景之
四国運輸局観光部	次長	赤木	亨
四国運輸局海事振興部	次長	伊藤	秀夫